

～在宅療養支援ベッド利用の手順～

一社)飯能地区医師会 在宅医療連携拠点はんのう

1. 在宅療養患者の状態変化
↓
2. 往診医(かかりつけ医)による入院の判断
↓
3. 往診医(かかりつけ医)が療養支援ベッドを確保する病院に連絡
※9:00～17:00
↓
4. 入院受け入れ決定…往診医が診療情報提供書作成
↓
5. 入院時…患者が在宅療養支援ベッド利用申請書, 診療情報提供書を
病院へ持参または FAX
↓
6. 受け入れ病院から拠点宛に在宅療養支援ベッド申請書を提出
↓
7. 退院…受け入れ病院から拠点に退院の連絡
事業実績報告を拠点へ提出(月次 翌月 5 日〆切)

2020/06/01 更新